主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人戸所仁治の上告趣意のうち、憲法三八条一項違反をいう点は、道路交通法 七二条一項後段の規定は、刑事責任を問われる虞のある事故の原因その他の事項ま でも報告すべきものとしているのではないから、その前提を欠き、その余の点は、 事実誤認、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらな い。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五一年一月二〇日

最高裁判所第一小法廷

夫	康	上	岸	裁判長裁判官
Ξ	益	林	藤	裁判官
Ξ	武	田	下	裁判官
_	盛		岸	裁判官
光	重	藤	寸	裁判官